

(第3号 議案)

定款の改定について

2020年の理事会、総会は、新型コロナウイルスの影響で役員、会員の参加が困難となり、表決権の行使が行えない状況となった。今後、出席できない役員、会員また遠方の会員の参加を促し、対話を深めるために、インターネット活用による理事会、総会の傍聴および議決権行使を円滑に行うことを目的に定款を変更することとしたい。

また、役員の高齢化、死去による退任の事例も増えてきており、定款に則った役員の人数を満たせない場合も懸念されるところから、「特定非営利活動法人ガイドブック」に基づき役員の数についても変更することとしたい。

施行は、総会議決日の令和2年6月13日とする。

記

1. 第4章 役員

○ (種別及び定数)「第13条」

【変更前】

この法人に次の役員を置く

理事 17～22名

監事 1～2名

【変更後】

この法人に次の役員を置く

理事 3名以上

監事 1名以上

2. 第5章 総会

○ (表決権等)「第31条」2

【変更前】

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

【変更後】

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又は、即時性と双方向性をもったWEB会議システムをもって表決することもできる。

○（議事録）「第32条」

【変更前】

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又表決委任者がある場合にあつては、その数を明記すること。）

【変更後】

- (1)日時及び場所（WEB会議システムを含む）
- (2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又WEB会議システム表決者および表決委任者がある場合にあつては、その数を明記すること。）

3. 第6章 理事会

○（表決権等）「第39条」2

【変更前】

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

【変更後】

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。または、即時性と双方向性をもったWEB会議システムをもって表決することができる。

○（議事録）「第40条」

【変更前】

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数及び出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

【変更後】

- (1)日時及び場所（WEB会議システムを含む）
- (2)理事総数及び出席者数及び出席者名（書面表決者又WEB会議システム表決者にあつては、その旨を付記すること。）

4. 附則の追加・・・以下の文言を追加する。

4. この定款は、令和2年6月13日より施行する。